

# 平成 29 年度第 2 回一般廃棄物最終処分場公害防止協議会次第

日 時 平成 30 年 2 月 8 日(木)

午後 4 時～

会 場 真野行政サービスセンター

大会議室 3F

## 1 開 会

## 2 あいさつ

課長

## 3 議 題

### (1) 真野クリーンパーク第 2 期最終覆土工事の延期について

真野クリーンパークは平成 13 年に締結した公害防止協定により、ごみの埋立期間が供用開始の平成 15 年 4 月から 15 年となっており、平成 29 年度末をもって埋立期間が満了となる。

平成 28 年度に豪雨等から埋立地を守るため全体の 7 割について第 1 期最終覆土工事を実施し施設の安定を図った。

今年度 11 月 22 日に開催した第 1 回公害防止協議会では、平成 30 年度に残りの 3 割について（予算が通れば）第 2 期最終覆土工事を実施する予定。」と皆様に報告したが、佐渡市の財政事情が非常に厳しく、予算要求はしたものとの当初予算への反映は見送ることとなった。

そこで、平成 31 年度の予算編成時期に引き続き本施設の早期廃止に向け第 2 期最終覆土工事の予算要求をしていくと共に、浸出水処理施設による浸出水の適正処理を行っていく所存ですのでご理解・ご協力をお願いいたします。

### (2) その他

## 4 閉 会



○佐渡市一般廃棄物最終処分場公害防止協議会開催要綱

平成26年4月1日

告示第92号

改正 平成29年3月31日告示第142号

(趣旨)

第1条 この告示は、一般廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。)に関する公害を防止するため、佐渡市一般廃棄物最終処分場に関する公害防止協定書(平成13年8月6日締結。以下「協定書」という。)第14条の規定に基づき、佐渡市一般廃棄物最終処分場公害防止協議会(以下「協議会」という。)を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書の適正な運用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 処分場周辺地区から選出された住民 8人以内
- (2) 土地改良区から選出された者 2人以内
- (3) 漁業協同組合から選出された者 2人以内
- (4) 環境対策課長
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 4人以内

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 協議会に座長を定め、座長は、環境対策課長をもって充てる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、協議会の開催通知、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示142・旧第10条繰上)

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。